

第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十三）

第二部 租税（十二）

第四節 各種の収入に無差別にかかることを意図した課税（四）

消費財は必需品と奢侈品に分かれる（三）

消費財への課税について、前回に続き、主な論点を整理して解説し、関連する課題を引き続き報じる。

多くの国では、中間層より下位の人びとの消費は量でも価値でも中間層や上層のそれを大きく上回り、総額では上層を明確に超える。第一に、国内資本のほとんどが生産的労働の賃金として年々下層に配分される。第二に、地代と資本利潤のかなりの部分が家事使用人など非生産的労働者の賃金や生活維持費として同じ層に支払われる。第三に、小規模資本の運用から生じる利潤の一部もこの層の所得となり、小売商や職人などの毎年の利潤は各地で相当な規模に達して、年間産出の重要な割合を占める。第四に、地代の一部でさえこの層に帰属し、中間層よりやや下の人びとの相当数、さらには最下層の

一部でさえ、日雇い労働者が一エーカーないし二エーカーの土地を所有していることがある。こうした事情から、下層の一人当たりの支出は小さく見えて、合計の総額は常に社会全体で最大となり、上層が消費に回せる国内の土地と労働が生み出す年間産出の残りは、量でも価値でもより小さい。したがって、主に上層の支出、つまり年間産出の小さい部分に課す支出課税は、全階層に等しく課す税や主に下層の支出、すなわちより大きな部分に課す税に比べて、税収面で不利になりやすい。実務でも、国内産の醸造酒や蒸留酒の原料と製造に課す物品税は支出課税の中で最も多収で、その負担は多く、恐らくは主として庶民にのしかかる。一七七五年七月五日を期末とする一年間、この部門の粗収入は三百三十四万一千八百三十七ポンド九シリング九ペニスに達した。

忘れてはならない原則は、庶民のぜいたくな消費には課税し、生活必需の支出には課税しないことだ。必需品に税をかければ、最終的な負担は国民の多数ではなく、少数にすぎない上層に集中する。この種の税は例外なく、賃金の上昇か労働需要の縮小を引き起こす。賃金が上がれば、その分の負担は上層に転嫁される。需要が縮めば、税源である国内の土地と労働の産出を減らす。労働需要がどれほど弱まつても、この種の税は賃金を本来の水準より高く保ち、その上乗せ分の最終的な支払いは常に上層に帰着する。

3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十三）

英國では、販売を目的としない自家用の発酵酒や蒸留酒には物品税が課されず、私宅への立ち入りや検査を避ける配慮とされているが、その結果、税負担はしばしば貧しい人々よりも富裕層のほうが軽くなる。自家蒸留は多くないが、地方では中流層の多くと富裕で有力な家のほとんどが自家でビールを醸すため、濃いビールは、税負担と利潤を価格に上乗せする一般の醸造業者の品より、一樽当たり八シリング割安になる。醸造所や酒場から少量ずつ買うのが便利な庶民が同等の酒を買う場合と比べると、そうした家は一樽当たり少なくとも九から十シリングは安く飲める。麦芽も私的使用向けのものは税務官の訪問や検査は及ばないが、家族は一人当たり七シリング六ペンスの定額を納める義務があり、これは麦芽十ブツシエル分の物品税に相当し、節度ある家庭なら男女子どもを合わせた平均的な総消費量を賄える。ただし、地方で歓待を重んじる富裕で名家の家では、家族が飲む麦芽酒は家全体の消費の一部にすぎない。こうした定額制が理由なのか別の事情によるのかは定かではないが、自家製麦は自家醸造ほどは広まつておらず、私的用途の醸造や蒸留が同様の定額課税を免れてよい合理的な理由を公平の観点から見いだすのは難しい。

現行の麦芽・ビール・エールへの重税を合算するより、麦芽に限って軽課税としたほ

うが歳入は増えるという指摘があるが、その根拠は、課税漏れや不正は麦芽製造所より醸造所で起きやすく、しかも自家醸造者は課税も代納金の負担も一切免除されている一方で、自家用に麦芽を製造する者には同様の免除がないためである。

ロンドンのボーテー醸造所では、麦芽一クオーター当たりの生産量は通常二樽半を超えて、時に三樽に達する。麦芽税は一クオーター当たり六シリング、ストロングビールとエールの税は一樽当たり八シリングであり、以上を合算すると同醸造所の税負担は麦芽一クオーター当たり二十六ないし三十シリングとなる。地方の一般向け醸造所では、麦芽一クオーターからストロングビール二樽とスマールビール一樽を下回ることは少なく、しばしばストロングビール二樽半を醸す。スマールビールには一樽当たり一シリング四ペニスが課されるため、地方醸造所の税額合計は麦芽一クオーター当たり少なくとも二十三シリング四ペニス、多い場合で二十六シリングとなる。王国全体の平均では、麦芽・ビール・エールへの課税総額は一クオーター当たり二十四ないし二十五シリングを下回らないと見込まれる。なお、ビールとエールへの課税をすべて廃し、麦芽税を三倍の十八シリングに引き上げれば、单一税だけで現行の課税体系から得られる額を上回る歳入が見込める。

5 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十三）

旧麦芽税では、サイダーは一ホッグスヘッドにつき四シリング、マム酒は一バarelにつき十シリングが課される。一七七四年のサイダー税収は三千八十三ポンド六シリング八ペソスにとどまり、この年はサイダー関連の諸税が総じて平年を下回った。マム酒税は税率こそ高いが、消費が少ないため税収は伸びない。もつとも、これら二税の平常の額がどうであれ、それを相殺するかたちで、いわゆる国内物品税には、第一にサイダーのホッグスヘッド一樽当たり六シリング八ペソスの旧エクサイズ、第二に未熟ぶどうの搾り汁であるヴエルジュースのホッグスヘッド一樽当たり同額、第三に酔のホッグスヘッド一樽当たり八シリング九ペソス、最後に蜂蜜酒またはメセグリンの一ガロン当たり十一ペソスの課税が含まれる。これらの税収を合計すれば、いわゆる年次麦芽税がサイダーとマム酒に課す分を十分に上回る見込みだ（次頁の表を参照）。

旧麦芽税・国内物品税およびロンドン醸造所税の収入（1772–1775年）

年	項目	ポンド	シリング	ペンス
旧麦芽税と追加課税				
1772年	旧麦芽税の収入	722,023	11	11
	追加分	356,776	7	9 ³ / ₄
1773年	旧麦芽税の収入	561,627	3	7 ¹ / ₂
	追加分	278,650	15	3 ³ / ₄
1774年	旧麦芽税の収入	624,614	17	5 ³ / ₄
	追加分	310,745	2	8 ¹ / ₂
1775年	旧麦芽税の収入	657,357	—	8 ¹ / ₄
	追加分	<u>323,785</u>	<u>12</u>	<u>6¹/₄</u>
	4年間の合計	3,835,580	12	3 ³ / ₄
	4年間の平均	958,895	3	3 ³ / ₁₆
国内物品税とロンドン醸造所税				
1772年	国内物品税の収入	1,243,128	5	3
	ロンドン醸造所税の収入	408,260	7	23 ³ / ₄
1773年	国内物品税の収入	1,245,808	3	3
	ロンドン醸造所税の収入	405,406	17	10 ¹ / ₂
1774年	国内物品税の収入	1,246,373	14	5 ¹ / ₂
	ロンドン醸造所税の収入	320,601	18	1 ¹ / ₄
1775年	国内物品税の収入	1,214,583	6	1
	ロンドン醸造所税の収入	<u>463,670</u>	<u>7</u>	<u>1¹/₄</u>
	4年間の合計	6,547,832	19	2 ¹ / ₄
	4年間の平均	1,636,958	4	9 ¹ / ₂
これに麦芽税の平均額を加えると				
		958,895	3	3 ³ / ₁₆
これら諸税の合計は				
		2,595,853	7	9 ¹¹ / ₁₆
ただし、麦芽税を3倍にする（すなわち 麦芽1クォーター当たり6シリングを18 シリングに引き上げる）と、その単独 の税収は				
	上記合計を上回る差額	280,832	1	2 ¹⁴ / ₁₆

麦芽はビールやエールに限らず、ワインや蒸留酒の製造にも使われる。麦芽税をクオーターダンタリ十八シリングに引き上げるなら、麦芽を原料に含む特定の低アルコールのワインや蒸留酒にかかる物品税には、何らかの減免措置が必要になる場合がある。モルトスピリッツの場合、原料の麦芽は通常三分の一で、残りの三分の二は未発芽の大麦、または大麦と小麦をそれぞれ三分の一ずつ用いる。モルトスピリッツの蒸留は、製品は容量が小さく高価格で、さらに一ガロン当たり三シリング十ペニスと三分の二ペニーという高い税負担がかかるため、醸造所や麦芽製造所よりも密造の機会と誘因が大きい。麦芽への課税を引き上げ、蒸留への課税を引き下げる税体系に改めれば、密造の機会と誘因の双方を抑え、結果として歳入の一層の増加が見込める。

イギリスでは近年、蒸留酒が一般の人びとの健康を損ない、風紀や道徳を乱すとして、消費抑制策が続いている。この方針の趣旨に照らすと、蒸留酒産業への減税は小売価格が下がるほど大きくしてはならず、価格が下がらない範囲にとどめるべきだ。蒸留酒は高値のまま据え置き、栄養面で優れ活力を与えるビールやエールは大きく値下げする。これにより、国民が当面とりわけ重いと感じて強い不満を抱く負担の一部が和らぎ、国庫歳入も相応に、ひいては大きく増える見込みがある。

現行の物品税改定に対するダヴナント博士の異議には根拠が乏しい。その要点は、第一、税負担が現在のように麦芽製造・醸造・小売のそれぞれの利潤に概ね均等に及ぶのではなく、麦芽製造の利潤に偏つて及ぶということ、第二、麦芽製造は麦芽価格への上乗せで税分を回収するのが、醸造や小売が酒類価格への転嫁で回収するより難しいということ、第三、麦芽への重課が大麦の作付地の地代と利潤を押し下げるおそれがあるということ、である。

どのような税であっても利益水準は他の分野との均衡によつて決まるため、特定の取引分野の利益率だけを長期に大きく引き下げ続けることはできない。現行の麦芽やビール、エールへの課税は取り扱い業者の利益を損なうことなく価格へ転嫁され、その結果、値上げによつて税額を上回る利益すら確保されている。もつとも、課税が過度になつて価格が過度に上がれば、消費は減少し得る。とはいへ、麦芽の主な用途は麦芽酒であり、麦芽一クオーター当たり一八シリングの課税では、麦芽酒の価格は現行の諸税合計が二四から二五シリングの場合ほどには上がらない。結果として価格は現行より下がり、消費は減るどころか増える可能性が高い。

理解しにくいのは、麦芽製造業者が麦芽価格への転嫁によつて十八シリングを回収す

る方が、醸造業者が酒類の値上げによって二十四シリングまたは二十五シリング、当たり三十シリングを回収するより難しいとされている点だ。麦芽製造業者は一クオーテー当たりの税の前払い額が六シリングから十八シリングに増えるが、醸造業者は仕込みに用いる麦芽一クオーテーごとに二十四シリングまたは二十五シリング、時に三十シリングをすでに前払いしている。それなら、軽い税の前払いをする側の不便の方が、重い税の前払いをする側より大きいとは言いがたい。しかも、麦芽の在庫はビールやエールの在庫ほど処分に時間を要するとは限らず、資金回収も多くの場合同程度に速い。仮に税の前払い額の増加で不便が生じても、醸造業者に通常与えられているより数か月長い支払い猶予期間を麦芽製造業者に認めれば、容易に緩和できる。

大麦畠の地代と利潤が下がるのは需要が減る場合に限られる。麦芽一クオーテーに課す関税を二十四・二十五シリングから十八シリングへ下げれば、需要は縮むどころか増える見込みが大きい。大麦畠の地代と利潤は、同程度に肥沃で手入れの行き届いた他の土地の収益とおおむね等しくなる。低ければ他用途に回り、高ければ大麦作に転換が進むためだ。価格が独占的に決まる作物では、課税はその土地の地代と利潤を確実に削る。上等なワインを生むぶどう園が恒常的な需要超過で自然な水準を上回る価格なら、課税

はぶどう園の地代と利潤を下げる。価格は既に上限にあり、これ以上の値上げは数量の減少を招くうえ、同等価値の別産物への転用が難しいため損失が拡大するからだ。したがつて税の重みはぶどう園の地代にかかる。砂糖に新税が課されるたび、砂糖プランターは、税は消費者ではなく生産者に落ち、課税後も値上げできないと訴えてきた。税前価格が独占的水準にあるなら、その主張は砂糖が課税に適することの傍証になる。独占利得は捕捉可能なかぎり最も課税に適しているからだ。これに対し、大麦の通常価格は独占価格ではなく、大麦畑の地代と利潤も、同等の土地における自然な割合を超えたことはない。麦芽・ビール・エールへの各種の税は大麦の価格を下げず、大麦畑の地代と利潤も削らなかつた。醸造家が払う麦芽の価格は税額に応じて上がり、これらの税やビル・エールの関税は、価格上昇または品質低下というかたちで消費者に転嫁された。結局、負担したのは生産者ではなく消費者だった。

本案による制度変更の影響を受けるのは、自家消費のために醸造する人々に限られるとみられる。しかし現在、社会の上位層は貧しい労働者や職人に重税が課される一方で自らは免れており、これは著しく不公正で不均衡だ。制度変更を実施しない場合でも、その特権は廃止すべきだ。これまで歳入拡大と国民負担の軽減を両立させる改革が進ま

なかつたのは、この上位層の利害が作用して壁になつてきたからだと考えられる。

既述の関税や物品税のほかに、価格形成に間接的かつ不均等な影響を及ぼす課税がある。フランスではペアージュ、古サクソン語圏では通行課税と呼ばれ、道路や運河、航行可能な河川の維持を目的とし、現代の有料道路や水路の通行料に当たる。本来の趣旨からすれば、課税は商品の体積や重量に応じて課すのが適切だろう。起源は地方税にあり、徵収と使途の管理は徵稅地の町や教区、領主に委ねられ、その使途には説明責任が伴つていた。ところが、多くの国で説明責任を負わない君主が管理権を握り、税率ばかりを引き上げ、本来の維持費をおろそかにした。英國のターンパイク通行料を政府財源に組み入れれば、他国の先例どおりの結果になるのは避けがたい。通行料の負担は結局消費者に及ぶが、価値ではなく体積や重量に連動するかぎり、消費額に比例する課税にはならない。さらに、体積や重量ではなく推定価値に基づけば、実質的な内国の関税や物品税となり、最も重要な取引である国内商業を著しく妨げる。

一部の小国では、陸路や水路で外国から外国へ向かう貨物が自國を通過する際にその通行に対して課す税を徵収しており、これは一般に通過税と呼ばれている。イタリアのボーカとその支流沿いにあるいくつかの小国は、この税を主要な歳入源としており、そ

の負担は例外なく外国人が担う。自国の産業や商業を損なわずに他国の国民に課すことができる税としては、おそらくこれだけである。世界で最も重要とされる通過税は、スンド海峡を通航するすべての商船に対しデンマーク国王が課している。

ぜいたく品への関税や物品税は、名目上は収入源を問わず一様に課され、最終的には価格に転嫁されて課税品を買う消費者が負担する。しかしその負担は各人の所得に常に平等でも比例的でもない。消費は嗜好や気分に左右され、負担は所得よりも趣味嗜好に連動し、浪費家は過大に、儉約家は過小に負担しがちだ。巨額の資産を持つ未成年が国家の保護の下で大きな収益を得ても、消費を通じた国庫への寄与は一般に小さい。所得の源泉地がある国とは別の国に住む人は、その収益を守る政府の財政に、消費を通じては全く寄与しない。とりわけ土地税がなく、動産や不動産の移転に実質的な課税がない国では、アイルランドの例のように、不在地主が保護の恩恵を受けながら一シリングも納めないという不均衡が生じうる。こうしたゆがみは、政府が他国に従属している体制で拡大しやすく、従属側で広大な資産を持つ人ほど宗主国に居住しがちだ。アイルランドはその典型であり、不在地主課税が強く支持されるのも当然だ。ただし、どの程度の不在をもって課税対象とするのか、課税の始期と終期をどこに置くのかといった線引き

は難しい。他方、こうした特異な事情を除けば、課税品を消費するかどうかを自分で選べるという任意性が負担の不均衡をおおむね相殺する。制度設計が適切で対象品目の選定も妥当なら、この種の税への不満は少ない。たとえ商人や製造業者が前払いしても、最終負担者である消費者はほどなく価格と税を同じものとして受け止め、税を払っている自覚をほとんど失う。

この種の税は、適正に運用すれば納付額と納付時期を明確に定めることができ、実務でもそのとおりに算定できる。英國の関税や各国の同種の賦課に不確実性が生じることがあつても、それは税の本質によるのではなく、課税を定める法令の文言や規定の不正確さや不適切さに起因している。